

外国人技能実習生の実習実施者に対する平成 29 年の監督指導等の状況

1 監督指導の状況

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
監督指導実施事業場数		193	220	232
違反事業場数		122	146	159
違反事業場割合		63.2%	66.4%	68.5%
主 な 違 反	労働基準法第 15 条（労働条件の明示）	9	22	33(14.2%)
	労働基準法第 24 条（賃金の支払）	10	11	23(9.9%)
	労働基準法第 32 条（労働時間）	34	44	60(25.9%)
	労働基準法第 37 条（割増賃金の支払）	29	40	58(25.0%)
	労働基準法第 89 条（就業規則の作成・届出）	14	18	21(9.1%)
	労働基準法第 108 条（賃金台帳の調製）	8	12	7(3.0%)
	労働基準法第 96 条（寄宿舎基準 安全・衛生）	11	3	3(1.3%)
	労働安全衛生法第 20～25 条（安全関係）	43	42	38(16.4%)
	労働安全衛生法第 20～25 条（衛生関係）	28	22	10(4.3%)
	労働安全衛生法第 66 条（健康診断）	21	17	16(6.9%)
	最低賃金法第 4 条（最低賃金の効力）	0	1	3(1.3%)

違反は技能実習者に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。

違反事項が 2 つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数は一致しない。

最低賃金法第 4 条は、約定賃金額が地域別最低賃金額未満の場合に限る。

2 送検の状況（過去 3 年分）

	件数	違反条文	あらまし
平成 27 年	3 件	労基法第 32,37 条	技能実習生に対する違法な長時間労働、割増賃金の不払い
		安衛法 61 条	技能実習生の玉掛けの無資格就労
		安衛法 20 条	クレーンのつり荷の下へ立入禁止（技能実習生が被災）
平成 28 年	1 件	労基法第 32 条	技能実習生に対する違法な長時間労働
平成 29 年	5 件	安衛法 100 条	労災かくし（技能実習生が被災）
		安衛法 61 条	技能実習生の玉掛けの無資格就労
		労基法第 32 条	技能実習生に対する違法な長時間労働
		労基法第 32 条	技能実習生に対する違法な長時間労働
		労基法第 32 条	技能実習生に対する違法な長時間労働